

2019 年度（令和元年度）

こおりやま女性の活躍推進
ネットワーク会議

活動報告書

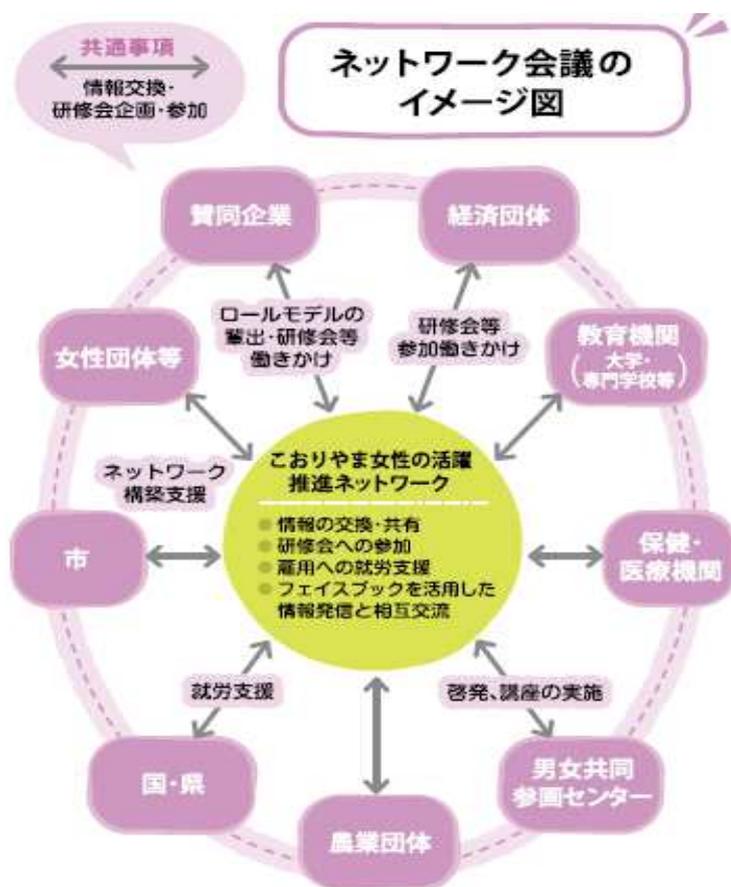
～ 目 次 ～

- 1 こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議について 1 P
- 2 これまでの経過 3 P
- 3 2019年度の活動内容 4 P
- 4 今後の展望 14 P
- 5 【資料】要綱・基準 15 P

1 こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議について

こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）は、あらゆる分野での女性の活躍を推進するため、多種多様な団体等が情報交換を行うことにより相互に連携を図り、女性の活躍の推進を加速することを目的に、2014年（平成26年）に設置された組織で、2020年3月時点で43の団体で構成されています（構成団体一覧参照）。

このネットワーク会議では、関係機関、団体等相互の情報交換やセミナーの開催等を通して、世代・業種を超えた交流を促進や各団体における女性のエンパワーメント促進に努めています（イメージ図参照）。



SDGsってご存知ですか？

SDGsは、2015年に国連が決定した世界をより良くするための目標（持続可能な開発目標）です。SDGsでは、2030年までに達成する17のゴールを掲げており、その1つ「5. ジェンダー平等を実現しよう」で、政治、経済、などあらゆる分野での女性の活躍推進について明記されています。



【参考】こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議構成団体一覧（2019年度）

（敬称略）

		団体名	
1	経済団体	郡山商工会議所	
2		福島県中小企業家同友会郡山地区	
3		福島県中部経営者協会	
4	賛同企業 (50音順)	(株) エスピー商会	
5		(株) エヌジェイアイ	
6		大槻電気通信(株)	
7		(株) ケンオリ	
8		(株) 小松製作所 郡山工場	
9		(株) コンピューターシステムハウス	
10		社会福祉法人 笑風会 ショートステイ雪月花	
11		せいの内科クリニック	
12		積水ハウス(株) 郡山支店	
13		(株) 大東銀行	
14		高柳電設工業(株)	
15		(株) 東邦銀行	
16		トヨタカローラ福島(株)	
17		(株) 二嘉組	
18		(株) ニノテック	
19		(一財) 脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	
20		(株) パソナ パソナ・郡山	
21		(株) 福島銀行	
22		福島県商工信用組合	
23		福島コンピューターシステム(株)	
24		(株) 福島人材派遣センター	
25		福島トヨベツト(株)	
26		富士ゼロックス福島(株)	
27		ホシザキ東北株式会社郡山営業所	
28		陸奥テックコンサルタント(株)	
29		リコージャパン(株) 販売事業本部 福島支社	
30		(株) ワールドインテック福島	
31		保健医療機関	(一社) 郡山医師会
32			(公社) 福島県看護協会郡山支部
33	農業団体	福島さくら農業協同組合	
34	教育関係	郡山開成学園 郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部	
35		日本大学工学部	
36		国立大学法人 福島大学	
37	女性団体	NPO法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島	
38		こおりやま女性ネットワーク*Hanaの会	
39	国・県	郡山公共職業安定所	
40		福島労働局 雇用環境・均等室	
41		福島県生活環境部男女共生課	
42	関係団体	福島県男女共生センター	
43		郡山市男女共同参画センター	

※ ネットワーク会議の構成団体数の推移

年度	団体数
2014	21
2015	27
2016	30
2017	39
2018	38
2019	43

2 これまでの経過

ネットワーク会議では、2014年10月の設置以降、女性の活躍推進に向けてセミナーや構成団体による情報交換を通して、構成団体における意識の改革や、女性活躍推進に向けた課題の整理を進めてきました（各年度の取組内容は以下のとおり）。

2018年度から2020年度は、過去の4つのテーマの問題点や課題等も踏まえるとともに、「女性の意識改革」「女性を取り巻く周囲の意識改革」「働きやすい職場環境づくり」の3つの視点も盛り込みながら、女性活躍推進に向けた課題について、総合的に整理・分析し、課題解決に向けた対策や具体的な手法を提案、実践していきます。

2018年度は、課題の整理・分析、課題解決に向けた対策や手法の提案を実施しました。

年度	テーマ	活動内容
2014	男女がともに働きやすい職場づくりの推進	○セミナー 講 師：福島労働局 鈴木千賀子氏 (株)東邦銀行 壺井幸枝氏、阿部仁美氏 郡山市医療介護病院 宗形初枝氏 ○テーマに基づく情報交換（3回）
2015	ワーク・ライフ・バランスの推進	○セミナー 講 師：OYAKODO ふくしま 横田智史氏 ○事例発表 発表者：郡山女子大学・郡山女子短期大学部 森みい氏 ○テーマに基づく情報交換（3回）
2016	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントの防止対策の推進	○セミナー 講 師：クレイス法律事務所 阿部亜巳氏 あさかストレスケアセンター 鶴恵氏 ○テーマに基づく情報交換（3回）
2017	多様化する社会に対応する人材育成～全ての人材が十分な能力を発揮できる職場環境づくり	○セミナー 講 師：福島大学 五十嵐敦氏 福島労働局 佐藤央子氏 ○事例発表 発表者：東京会場日動火災保険(株)郡山支社 糺田麗氏 (株)福島銀行菜根支店 根本美枝氏 (株)二嘉組 磯貝収子氏 ○テーマに基づく情報交換（3回）
2018	○女性の意識改革 ○女性を取り巻く周囲の意識改革 ○働きやすい職場環境づくり	○講義 講 師：福島労働局 佐藤央子 氏 ○意見交換（4回） 課題の整理・分析、課題解決に向けた対策、具体的な手法の提案 ○メーリングリストの整備・活用

3 2019年度の活動内容

ネットワーク会議では、年3回の会議を開催し、2018年度までに提案した女性活躍推進に向けた具体的な手法の実践に向けた現状(課題等)の整理をし、目標を設定した後、実践、実践結果の報告、情報交換、アドバイス(PDCAサイクル)を実施しました。

また、女性の意識改革に関する講義や、女性活躍推進に向けて構成団体間の交流が促進されるようメーリングリストによる情報提供、構成団体の女性活躍に向けた取組みを紹介する「女性活躍推進事例集」の作成を行いました。

(1) 会議概要

	開催日	内容
第1回	2019年 8月6日	1 講義「女性みずからの意識改革を～人生100年輝く人生を～」 【講師】星野雅子氏(一般社団法人女性労働協会認定講師、 株式会社Miyabi代表取締役社長) 2 意見交換・全体発表(情報共有) 【ファシリテーター】星野雅子氏(第1回～第3回) (1) 各企業等の女性活躍の現状の整理(良い点、改善点) (2) (1)を踏まえ、女性活躍推進に向けて、各自実践したい目標を設定
第2回	2019年 10月24日	1 意見交換・全体発表(情報共有) (1) 第1回会議で設定した目標の取組み状況について (2) 「女性が輝いている姿」とは?
第3回	2019年 2月5日	1 取組状況発表・意見交換

【会議内容詳細】

◆第1回◆

1 講義「女性みずからの意識改革を～人生100年輝く人生を～」

講義概要

- 女性を取り巻く状況の変化、女性活躍が必要となった背景から、様々な場面（企業、地域活動）で女性活躍が必要となってきた。
- 女性活躍を推進していく上で重要なのは、ワーク・ライフ・バランス。
仕事と生活を自らが希望するバランスで展開できている状態が重要である。
- ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、トップの意識改革（イクボスの育成）が重要である。
- 女性がいきいきと輝いていくために必要なことは、
 - (1) それぞれの生活をデザインする
 - (2) 仕事をイメージする
 - (3) 仕事をしている自分の生活をデザインする
- 女性管理職等のロールモデルも必要である。



2 意見交換・全体発表（情報共有）

各企業等の女性活躍の現状の整理（良い点、改善すべき点）

良い点	改善すべき点
○休暇・時間休が取り易い	○休暇が取りにくい
○ワーク・ライフ・バランスの取組みに積極的（業務改善、ノー残業デー）	○残業が多い、業務多忙
○育児休業が取りやすい・定着している	○育休を取る男性職員がいない
○男性も育児休業を取得している	○男性の上司が多く相談しにくい
○女性の意見を積極的に取り入れている（「女性の会」「女性ミーティング」）	○女性管理職が少ない（いない）
○働き方改革を導入（時短、フレックスタイム等）	○働き方改革により逆に働きにくくなった・働き方改革に現場が追い付いていない
○子供優先・家庭優先の働き方をさせてもらえる	○お茶出しや受付は女性の仕事との意識がある
○協力体制の整備・チームワーク	

※ 各企業等の良い点、改善すべき点に同じ内容が挙げられている。

⇒会社の環境・考え方（優先すべき取組み等）に差がある。



上記を踏まえ、女性活躍を推進するには？

- 女性管理職のロールモデルがあるとよいのではないか
- 一人ひとりの意識改革（価値観、当たり前の見直し）
- 固定的概念を払拭する
- 仕事の見える化、仕事の情報共有
- 残業に対する意識を変えていく
- ワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透
- 管理職の役割を明確にする
- 会社のルールを変えていく



以上を踏まえ、女性活躍推進に向けて、今年度実践したい目標を各自設定しました。

◆第2回◆

1 意見交換・全体発表（情報共有）

（1）第1回会議で設定した目標の取組み状況について

《発表事例》

◆事例1

目標	育休復帰後、家庭と仕事、家庭の中での育児・家事のバランス・分担を考えて仕事をする。
実践	<p>育休復帰後、子育てに対する不安があったが、周囲の方々の理解、協力により、仕事と家庭のバランスを取りながら仕事ができている。</p> <p>→ 本人（女性）の意識改革</p> <p>また、家事や子育てで夫の協力が得られるようになり、仕事と子育ての両立ができるようになった。</p> <p>→ 周囲の意識改革</p> <p>[グループ内でのアドバイス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前向きな仕事をする母親である方がよい。 ・子どもを預けることを後ろめたさを感じる必要はなく、プラスになることも多い。 ・社会人の子どもと対等に話ができることは財産である。

◆事例2

目標	業務遂行上の課題などについて話し合いの場を設ける。 お互いのコミュニケーションの機会を増やす。
実践	コミュニケーションをとるためのアプリを導入し、仕事のこと、仕事以外のことでもコミュニケーションが取りやすくなり、取り方も変化した。 また、コミュニケーションが増え、職場も活性化され、導入の効果が表れた。 → 働きやすい職場環境づくり

◆事例3

目標	休暇は取りやすいが、自分しかできない仕事があると休めないため、業務の共有を図り、誰でも仕事ができる体制を整備する。
実践	以前は、特定の人しかできなかった業務を同僚と分担しながら仕事を覚えるよう取り組み、1日交代で実施している。今後は、1か月交代でできるようにしたい。 所属内で業務を共有することにより、お互いが休暇を取得しても、業務がスムーズに遂行できる環境ができたため、安心して休暇を取得できるようになった。 → 働きやすい職場環境づくり

◆その他の実践事例

- 会社を開ける時間を決めた → 業務開始時間に出社できるようになった（早く出社しなくてもよい）
- 勤退システムを導入した → 管理職が早く退社するようになった、帰りやすくなった
- 終業時間に音楽を流すようにした → 帰りやすくなった
- 女性にも泊が伴う研修、長期研修等の機会を与えるよう助言した

(2) 「女性が輝いている姿」について

Aグループ	◎女性ならではの視点で気遣い・気配りができ、仕事に活かす姿 ◎キャリア、役職にこだわらず、好きなことをやりがいを持って続けている姿
Bグループ	◎職場で必要とされ、周囲の人に支持される頼れる人 ◎職場や家庭での役割をバランスよくこなしている人 ◎気持ちに余裕があるように見える人
Cグループ	◎男女関係なく、様々な部署での活躍、公平な評価が条件 →女性も管理職に登用され、意見も出しやすく、反映されやすい ◎達成感、充実感が感じられる場で、責任を持ち、覚悟を決めて働き、プライベートも仕事も充実している姿
Dグループ	◎活躍するために場所（家庭・仕事・地域等）は関係なく、活躍の場に関わらず、やりたいことができ、いきいきと楽しめる姿
Eグループ	◎家庭でも職場でも、自分が思い描いた活躍したい姿を達成できる →今を楽しむ、個性を活かす、頑張っている姿を示す、年齢や性別・立場に関わりなくお互いを理解することが重要

【女性活躍のポイント】

- 女性が自分の意見を言える、言える場がある、聞いてくれる人・組織がある。（企業、地域等において）
- 企業であれば意思決定の場、管理職でなければ物事を変えていく意見を述べるのが難しい。

⇒ 意思決定の場に女性の登用が必要



◆第3回◆

1 取組状況発表・意見交換

《発表事例》

企業等・個人の取組み

◆積水ハウス株式会社

目標 (企業等)	○自分の当たり前、会社の当たり前（性別による役割分担など）を変えていく。
取組 状況	○会社においてできていること、できていないことを話し合い、幹部会議で発信してもらっている。女性がメインで行っている業務を改善することができた。まだまだ改善すべき所はあるため、声に出して改善に向け取り組んでいる。

◆富士ゼロックス福島株式会社

目標 (企業等)	○新勤務制度（フレックスタイム制度、時間単位の有給休暇取得）活用率の向上
取組 状況	○毎月開催している運営会（管理職全員参加）において、活用率のレビューを行っている。それにより活用率の低いエリアの一般社員の意識も徐々に変化しつつあり、少しずつではあるが社員全体の活用率も向上し、社内に浸透してきていることを実感している。

目標 (個人)	○会社の新勤務制度を積極的に活用し、家庭の都合による仕事への影響を最小限にする。 ○何でも相談できる関係性をつくり、制度を活用して柔軟な働き方ができることを自分の経験を活かし、後輩に伝えていく。
取組 状況	○女性の働き方は、時間の使い方がキーポイントとなるため、育児や家庭への都合で少しの時間を割く場合は、時間単位の有給休暇を活用し、仕事への影響をできるだけ最小限に抑えることができた。 また、活用してみると、本人も一緒に働くメンバーにも都合がよく、新勤務制度の利便性も再認識することができた。

◆リコージャパン（株）販売事業本部 福島支社

目標 (企業等) (個人)	<p>○女性社員で構成された社内改善チームのリーダーとなったことから、女性が働く社内活動の活性化を図る。</p> <p>○社内の良好な人間関係の構築を目的としたコミュニケーションツールの利用促進担当となったため、社員同士のコミュニケーション活性化を目指す。</p>
取組 状況	<p>○オフィス内の5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）が徹底されているか、女性の目線で社内パトロールを実施。5Sに対す社内の意識が向上した。</p> <p>今後は、社員の働きやすいオフィスづくりに注力したい。</p> <p>○業務連絡以外の雑談が増え、気軽にコミュニケーションを取るようになった。プレミアムカード機能を活用促進し、お礼、応援、称賛の気持ちを伝えるようになり、社員のモチベーション向上につながった。スケジュール機能により、休暇取得状況促進に役立った。</p>

◆株式会社パソナ パソナ・郡山

目標 (企業等)	<p>○ワーク・ライフ・バランスを確立するため、個々人がより業務効率を図り、より良い時間の使い方ができる環境づくりに努める。</p>
取組 状況	<p>○家族、友人との時間も作れることで、自身の心の余裕や気づきなどが得られ、すべての女性社員が生き生きと意欲的に仕事に取り組むことができた。</p> <p>○ライフスタイルに合わせた勤務時間の設定（9：00～12：30、9：00～17：30）での勤務を実践中。</p>

女性活躍を推進している団体の取組み

◆郡山市男女共同参画センター

取組 内容	<p>○底辺を拡大する、非正規の活躍を支援することに重点を置いた事業を実施</p> <p>○就活支援事業の実施</p> <p>○女性リーダー養成事業の実施</p> <p>○女性のための相談日（女性相談員、女性弁護士等による相談）</p> <p>2019年度から就労相談を開始。ハローワークに行く前、就活前の相談等</p>
----------	--

◆郡山市雇用政策課

取組 内容	<p>職業と家庭生活の両立を図るための環境整備</p> <p>○国の両立支援等助成金制度の企業への周知</p> <p>○仕事と育児・介護の両立支援セミナーの開催</p> <p>○育パパサポート事業（中小企業に勤務する父親が育児休業を取得した際に奨励金5万円を支給）の周知</p> <p>○ハローワークマザーズコーナーのニコニコこども館への移転</p> <p>○郡山市と福島労働局は雇用対策協定を締結し、連携して雇用対策を実施</p> <p>○雇用政策課のLINEによる情報提供</p>
----------	--

◆福島県男女共生センター

取組内容	<p>近年の社会情勢の変化を踏まえ、個人が自発的に課題解決を図ることができるようエンパワメントする事業を実施。</p> <p>○女性が自信を持ち、職場や地域でリーダーとして活躍できるよう育成・支援する講座（未来館エンパワメント塾）を開催</p> <p>○起業等に興味がある女性を対象として、必要な知識やスキル等を学ぶための研修（女性のチャレンジ応援講座）を開催</p>
------	--

◆福島労働局雇用環境・均等室

取組内容	<p>○「くるみん認定」「えるぼし認定」の企業への周知及び認定に向けた支援の実施</p> <p>○改正女性活躍推進法の施行に向けた周知</p> <p>○県との協力による「イクボス宣言」企業の周知</p>
------	---

郡山市職員の女性活躍推進の取組み

◆郡山市人事課

目標	<p>○妊娠～出産～職場復帰にあたり、不安や不便を感じる職員の割合を 30%以下にする。</p> <p>○管理的地位にある女性職員の割合を 20%以上にする。</p> <p>○（男女問わず）キャリアデザインのイメージが出来ている職員の割合を 80%以上にする。</p>
取組内容	<p>○研修や人事交流等により個人のスキルアップや職場の意識改革を図る。</p> <p>→派遣研修や、庁内研修などに女性職員が参加</p> <p>○パパママ応援手帖（子育てハンドブック）を配布</p> <p>→H29.11 に作成・周知したが、周知不足だと感じる</p> <p>○休暇や休業を取る職員の代替職員の確保（任期付職員等）に努める</p> <p>→可能な限り任期付職員、臨時職員の配置は行ったものの、人手不足によりスムーズな補充が出来ない所属もあった</p> <p>○所属長は、育児休業取得前後において出産・育児を控えるすべての職員と面談を実施。</p> <p>→浸透していない。未実施の職場が多い。</p>

★3回の会議を通してのまとめ★

なぜ女性活躍が進まないのか

- 1 意識改革が進まない
男女を問わず、部下や同僚等の育児や介護、ワーク・ライフ・バランスに配慮・理解がある上司（イクボス）が少ない
- 2 女性管理職登用の必要性への理解不足
- 3 制度はあるが、社員のニーズに即していないため活用されていない



女性活躍推進を成功させるポイント

- 1 社員の本音がわかるコミュニケーションづくり
- 2 管理職や男性社員にも、女性が職場で活躍することが企業にとってメリットであることを理解してもらう
- 3 改革には時間がかかります
長期的な取り組みができるような組織体制と意識づくり



(2) メーリングリスト

女性活躍推進に向けて構成団体が会議の場以外でも、自由に情報発信や情報交換ができるように、2018年度に整備したメーリングリストを活用した情報発信を行いました。

なお、メーリングリストの登録は男女共同参画課にて随時受け付けております。

登録者	27名
利用回数	8回

【参考】メーリングリストを活用した情報提供の内容

日付	発信者	発信した情報内容
2019 6/26	郡山市	<情報提供 1> ●ユニバーサルマナーセミナーと障がい者スポーツアスリート講演会【郡山市】 <情報提供 2> ●働き女子のごほうびセミナー【福島県男女共生センター】 <情報提供 3> ●キラっとさんと創る元気なふくしま「トークイベント・交流会」【福島県】

2019 7/31	郡山市	<p><情報提供 1 > ●「郡山市男女共同参画推進事業者表彰」男女共同参画を推進している事業者を募集します！【郡山市】</p> <p><情報提供 2 > ●「テレワーク・デイズ 2019」の参加企業・団体募集中です！【内閣府】</p> <p><情報提供 3 > ●「令和元年度 女性役員育成研修」参加者の募集を開始します。【内閣府】</p> <p><情報提供 4 > ●「イクメンスピーチ甲子園」の応募受付中！【厚生労働省】</p> <p><情報提供 5 > ●「未来館フェスティバル 2019」を開催します。【福島県男女共生センター】 男女共同参画社会の実現に向けて、各種団体・個人の取組成果の発表や交流の場を提供するため、「未来館フェスティバル 2019」を以下の内容で開催します。</p>
2019 8/28	郡山市	<p><情報提供 1 > ●「郡山市男女共同参画推進事業者表彰」男女共同参画を推進している事業者を募集します！【郡山市】</p> <p><情報提供 2 > ●「さんかく教室」研修等へ無料で講師を派遣します！ぜひご利用ください！【郡山市】</p> <p><情報提供 3 > ●「働き方改革支援事業」【福島県】</p> <p><情報提供 4 > ●リーフレット『輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会』行動宣言賛同への招待」を改訂しました！【内閣府】</p> <p><情報提供 5 > ●2019 年度「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」開催【文部科学省】</p>
2019 9/26	郡山市	<p><情報提供 1 > ●「キャリアデザインセミナー 多様な働き方の選択～自信の経験を光輝くものに～」【郡山市労働福祉会館】</p> <p><情報提供 2 > ●「仕事と育児／介護の両立支援セミナー」【郡山市】</p> <p><情報提供 3 > ●「育パパサポート奨励事業」【郡山市】</p> <p><情報提供 4 > ●「男性の育児休業取得促進セミナー」【厚生労働省・福島県】</p> <p><情報提供 5 > ●「中小企業のための女性活躍推進に関する説明会」（厚生労働省委託事業）【(一財)女性労働協会】</p>
2019 10/11	郡山市	<p><情報提供> ●「第 18 回福島県男女共生のつどい・福島市男女共生セミナー2019」 【第 18 回福島県男女共生のつどい・福島市男女共生セミナー2019 実行委員会・福島市】</p>

2019 11/12	郡山市	<p><情報提供 1 > ●「令和元年度人権週間記念講演会」の参加者を募集しています！</p> <p><情報提供 2 > ●「女性（ママ）の働く意識調査結果 2019」を発売します！【㈱ワールドネクスト福島】</p> <p><情報提供 3 > ●12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です</p>
2020 1/21	郡山市	<p><情報提供 1 > ●令和2年度「郡山市男女共同参画推進事業者表彰」 男女共同参画を推進している事業者を募集します！【郡山市】</p> <p><情報提供 2 > ●男女共同参画情報紙「シンフォニー」第52号に掲載する広告を募集します！ 【郡山市】</p> <p><情報提供 3 > ●「政治まると体験会～女性の声で政治はどう変わる？～」の参加者を募集 しています！【郡山市】</p> <p><情報提供 4 > ●「さんかく教室」をぜひご利用ください！【郡山市】</p>
2020 3/3	郡山市	<p><情報提供 1 > ●新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について</p>

（3）女性活躍推進事例集の作成

各団体の「女性活躍」の取組みを広く市民に周知することにより、男女共同参画社会への意識啓発を図り、また、男女が共に働きやすい職場環境づくりの推進を図るため、「女性活躍推進事例集」を作成しました。



4 今後の展望

今後は、女性活躍推進に向け、2018年度に提案した具体的な手法の実践・実践状況報告・情報交換・課題整理（P D C Aサイクル）を継続して実施します。

2021年には、このネットワークを活用し、各団体が独自に女性活躍に向けた取り組みを加速していきけるようなネットワークづくりに努めていきたいと考えております。

【参考】2021年度までの予定

年度	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度	2021年度	
実施内容	テーマ ネットワーク会議設立 男女共同参画の意識づくりの推進	テーマ 仕事と家庭・地域生活の両立支援 ワーク・ライフ・バランス	テーマ あらゆる暴力の根絶と被害者支援 (セクハラ、パワハラ防止対策の推進)	テーマ 多様化する社会に対応する人材育成 (全ての人が十分な能力を 発揮できる職場環境づくり)	テーマ 女性の意識改革 テーマ 女性を取り巻く周囲の意識改革 テーマ 働きやすい職場環境づくり	会議4回・ワークショップ1回 ※会員交流を中心に活動	会議3回 ※会員交流中心	会議の開催 ※会員交流中心	これまでのネットワークを活用して 各事業所で独自に女性活躍に向けた 取り組みを加速 セミナーの開催 ※会員交流
詳細	データ分析・課題整理				これまでのデータ・課題を 踏まえた対策・手法の検討 メーリングリストを活用した 会員間の情報共有環境の整備 講演会開催 (市民含)	具体的な手法の実践・情報交換・課題整理 (P D C Aサイクル) メーリングリストを活用した会員間の情報共有の促進 女性活躍の 取り組み事例集作成	報告書 (2018～ 2020)	広報紙や市ウェブサイト等を活用した女性活躍に関する情報発信	

5【資料】要綱・基準

[こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議
設置要綱]

(設置)

第1条 この要綱は、あらゆる分野での女性の活躍を推進するため、多種多様な団体等が情報交換を行うことにより相互に連携を図り、女性の活躍の推進を加速することを目的とする「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成団体)

第2条 ネットワーク会議は次に掲げる団体又は機関(以下「団体等」)で構成する。

- (1)女性活躍推進に取り組んでいる団体等。
- (2)女性の就労支援に取り組んでいる団体等。
- (3)地域の経済団体、教育、保健医療等の団体で女性の活躍推進に連携を必要とする団体等。
- (4)その他、市長が必要と認める団体等。

(登録要件)

第3条 団体等は、次に掲げる要件を満たすものとし、男女共同参画課へ登録申請を行うものとする。

- (1)郡山市の市税等を滞納していないもの
- (2)前条第1号及び第2号に該当する団体等の場合には、本店・支店等が郡山市内にあるもの

2 登録を希望する者は、こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議構成団体登録申請書(別記様式)(以下「申請書」という。)により申請を行うものとする。

3 申請書を受理したときは、第1項に規定する要件の確認を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

4 団体等が次に掲げる要件に該当した場合は、登録の解除を行うものとする。

(1)団体等から登録解除の申出があった場合

(2)第1項の要件を欠くに至った場合

(事業)

第4条 ネットワーク会議は、次に掲げる事業を実施する。

(1)女性活躍推進についての連絡調整会議の開催に関する事。

(2)女性活躍推進についての関係機関、団体等相互の情報交換に関する事。

(3)その他女性活躍推進に関する事。

(会議)

第5条 団体等は、第4条に規定する事務を遂行するための構成員を指定するものとする。

2 会議の座長は、男女共同参画課長をもって充てる。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

4 座長は、ネットワーク会議の運営に必要ながあると認めるときは、構成員以外の専門家等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、市民部男女共同参画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月29日から施行する。

様式

こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議構成団体登録申請書

年 月 日

(ふりがな) 団体名		(ふりがな) 代表者名	
所在地	〒 -	電話番号	
		FAX番号	
業種内容 (Oをつけてください。)	1. 鉱業 4. 運輸業 2. 建設業 7. 卸売・小売業 3. 製造業 8. 金融・保険業 4. 電気・ガス・水道業 9. サービス業 5. 情報通信業 10. その他	E-mail	
設立年月日		組織人員 (代表・役員・非 正規社員を含む)	女性 人
市税等の滞納 について (Oをつけてください)	※ 市税等の滞納の有無について 有・無 ※ 市税等の滞納状況について、郡山市の関係部署に確認することに同意します。 はい・いいえ		男性 人
			全体 人

※ 男女共同参画社会の実現に向け、積極的に取り組んでいる事例やアピールしたい点をご自由にご記入ください。
(例：女性の採用枠を拡大している。育児、介護などを行いながらも、仕事が続けられるように、育児、介護のための休業制度を導入、活用している。等)

(裏へ)

※取組み内容が書ききれない場合は、別紙で添付してください。

連絡先	所属部署	担当者名	電話番号

- 注 1 男女共同参画あるいは男女雇用機会均等の推進に関し、既に受けた表彰等があれば、自由記入欄にご記入ください。
2 必要に応じて、取組み内容の説明を補足する資料があれば、添付してください。
3 事業者の概要が分かるパンフレット等があれば、添付してください。

[こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議
メーリングリスト運用基準]

1 目的

本基準は「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」の構成団体間におけるメーリングリストの適正な運用にあたり必要な事項を定める。

2 活用方法

本リストは、メールにより女性活躍推進等に関する情報発信や情報交換等を行うために活用する。活用方法は次のとおりとする。

(1) 相手方

メールは、複数の相手方に対するもの、特定の相手方に対するもののいずれも可能とする。

(2) 種別

発信するメールは、一方的に情報を伝えるもの（一方向型）、相互に情報を交換するもの（双方向型）のいずれも可能とする。

3 メールアドレスの登録・変更・解除

(1) メールアドレスの登録を行う場合は、別紙様式1の登録届を郡山市長へ提出する。

(2) 登録内容に変更が生じた場合は、別紙様式2の変更届を郡山市長へ提出する。

(3) 登録を解除する場合は、別紙様式3の解除届を郡山市長へ提出する。

4 登録内容の抹消

次のいずれかに該当する場合は、郡山市は登録内容の一部又は全部をあらかじめ当該団体に告知することなく抹消することができる。

(1) 登録団体が「こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議」の構成団体でなくなった場合

(2) 登録団体がこの基準に定める事項に違反した場合

(3) その他、メーリングリストの円滑な活用に支障があると認める場合

5 費用

メールの送受信に要する費用は、各団体において負担するものとする。

6 個人情報の保護

取得した個人情報については、利用者の個人情報に関して適用される法令等を遵守するとともに、郡山市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、取扱目的の範囲を超えての利用は行わないものとする。

7 免責事項

郡山市実施以外の掲載情報については、郡山市がその情報に対して、認定、推奨を与えるものではなく、情報の完全性、正確性、有用性、安全性について責任を負うものでないものとする。

また、メーリングリストの利用により直接的又は間接的に被ったいかなる損害に対して責任を負わないこととする。

8 禁止事項

本メーリングリストを利用するにあたり、次の行為を禁止する。

(1) 本リストを無断で構成団体以外へ提供する行為

(2) 営業行為として活用する行為

(3) 有害なコンピュータプログラムを送信又は書き込む行為

(4) 本リストの活用を妨害する行為や信用を損なう行為

(5) 法令や公序良俗に違反する行為又はその恐れがある行為

(6) 他人の権利を侵害する行為

(7) その他市が不適切と認める行為

9 庶務

本リストに係る庶務は、市民部男女共同参画課にて処理するものとする。

附 則

この運用基準は、平成30年12月5日から適用する。

様式1

こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議
メールアドレス登録書

年 月 日

郡山市長

団 体 名
代表者等

登録内容	
団体名	
連絡担当者氏名	
メールアドレス <small>※所属アドレス、個人アドレス でも構いませんが登録が推奨です。</small>	

様式2

こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議
メールアドレス変更書

年 月 日

郡山市長

団 体 名
代表者等

登録内容		
	変更前	変更後
団体名		
連絡担当者氏名		
メールアドレス <small>※所属アドレス、個人アドレス でも構いませんが登録が推奨です。</small>		

※変更箇所のみ記入ください。

様式3

こおりやま女性の活躍推進ネットワーク会議
メールアドレス解除書

年 月 日

郡山市長

団 体 名
代表者等

解除内容	
団体名	
連絡担当者氏名	
メールアドレス	